

## 建設工事等の業者選定における営業所等の取扱について

### 1. 変更内容

現在、政令指定都市移行後の調達方針で業者選定方法を定めておりますが平成19年10月1日より、本店が浜松市内にあり、営業所等を浜北区・天竜区・北区に設置している場合、下記のとおり取り扱うものといたします。

#### ●指名競争の業者選定方法

##### ①旧総合管内の本店業者

##### ②同一区内の本店業者

**(変更点)** 天竜区・北区に営業所等を設置している業者は、営業所等のある旧総合事務所管内の工事に限り、同一区内の本店業者と同じ順位で指名の対象となります。

##### ③旧総合管内の直近上位（下位）業者

**(変更点)** 浜北区に営業所等を設置している業者は、浜北区の工事に限り、旧総合管内の直近上位（下位）業者と同じ順位で指名の対象となります。

##### ④全市内の本店業者、準市内業者等、を原則

#### ●4千万円未満の一般競争及び受注希望式の業者選定方法

##### ①区内（引佐3町等）本店

##### ②隣接区等本店

**(変更点)** 天竜区・浜北区・北区に営業所等を設置している業者は、営業所等のある旧総合事務所管内の工事に限り、隣接区等本店と同じ順位で参加できます。

2. 営業所等の定義 法人市民税の課税対象（事業で必要とされる人的・物的設備のほか、継続して事業が行われる場所）となる事業所のうち、従業員が年間を通して常駐していること。

3. 営業所等設置届 別紙1により提出

4. 受付 平成19年9月25日（火）より随時

5. 受付場所 浜松市役所 調達課（北館4階）